

令和元年11月
公正取引委員会

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定案及び
「企業結合審査の手續に関する対応方針」の改定案に対する意見の概要

意見募集期間：令和元年10月4日から同年11月5日まで

意見提出者数：24名（個人，法人，経済団体，法曹団体，弁護士，学者）

企業結合ガイドライン（主な提出意見の概要（○））

1 一定の取引分野

- 多面市場の場合の一定の取引分野の画定について、「それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野を重層的に画定する場合とはどのような場合か」等の意見。

2 競争の実質的制限

- セーフハーバー基準に該当しても、当事会社が競争上重要なデータ等を有し、市場シェアに反映されないような高い潜在的競争力を有している場合に個別に審査する場合があるとの記述について、「これまでの実務を変更するものではない点を確認したい」、「現在の実務を大きく転換するもの」、「セーフハーバー基準の効果を減じるもの」等の意見。
- 当事会社が競合する程度の高い研究開発を行っている場合に競争上の影響が大きいとの記述について、「商品の将来予測は困難であり、研究開発のパイプラインが比較的明確な医薬品に限定されるのではないか」、「類似性が高いというだけで競争上の問題が大きいと言い切るのは不適切である」等の意見。
- ネットワーク効果等の市場の特性を踏まえて判断することがあるとの記述について、「マイナスのネットワーク効果が働く場合があることに言及すべき」、「ネットワーク効果により需要者の厚生を増大させる可能性がある点を考慮すべき」等の意見。



企業結合ガイドライン（主な提出意見の概要（○））

- 取引され得るデータ等の提供拒否により市場の閉鎖性・排他性が生じる場合がある旨の記述について、「データと他の資産を同列に扱うべき」、「データと他の資産について異なる扱いをすべき」、「取引され得るデータとあるが、市場価値をもつデータ全般を広く対象に含めるのは過度な制約となる」等の意見。
- データ等の重要な投入財を有し、有力な競争者となることが見込まれる会社との企業結合により、新規参入の可能性を消滅させる場合には、競争に与える影響は大きいとの記述について、「全く参入意思のない場合まで『有力な競争者』になることが見込まれると判断することは妥当ではない」、「スタートアップ企業を買収することによる競争促進効果もある」等の意見。

企業結合手続対応方針（主な提出意見の概要（○））

- 買収金額400億円を超え、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合に相談が望ましいとの記述について、「事業者の負担が増えることを懸念」、「届出基準に満たない企業結合を審査する法的根拠は何か」、「相談が任意であることを明示すべき」、「法改正で対応すべき」、「データ独占による競争阻害への対応として賛成」等の意見。
- 国内需要者に影響を与えると見込まれる3つの考え方について、「要件のハードルが低い」、「自動翻訳技術を考慮すると、日本語ウェブサイトという基準は広い」、「国内売上高1億円を引き上げるべき」等の意見。
- 当事会社の内部文書を求めることがあるとの記述について、「企業結合の萎縮効果が大きい」、「求める文書は必要な範囲に限定すべき」、「全ての関連文書を提出させるべき」等の意見。